

安平町史編さん委員会専門部会の設置

1. 設置の根拠

【安平町史編さん委員会設置条例施行規則第3条<抜粋>】

(専門部会)

第3条 専門的な見地から意見を聴取するため、専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、委員会の内部で組織する。

3 専門部会の設置は、委員長の発議を持ち委員の同意を得ることで決定する。

2. 専門部会の役割

【安平町史編さん要領第2条<抜粋>】

(役割)

第2条 安平町史編さんに係る各組織の役割は次のとおりとする。

(1) 町史編さん委員会 (略)

(2) 専門部会 町史編さん委員会の委員により構成され、次の業務を行う。

ア (略)

イ 「先史、行政、財政」、「産業経済・団体」、「教育・文化、健康福祉」の3部会で構成する

(ア) 先史、行政、財政 自然環境、地理、先史、行政、財政、議会などの分野

(イ) 産業経済・団体 農業、林業、商業、観光、機関(消防ほか)などの分野

(ウ) 教育・文化、健康福祉 学校教育、社会教育、文化活動、文化財、社会福祉、医療などの分野

ウ 町史の内容をより充実させるため、各専門部会において、専門的な議論を行う。

エ 構成については、委員長の発議を持ち委員の同意を得ることで決定する。

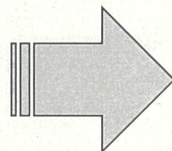
3. 専門部会の変更

【変更の趣旨】

安平町史の編さんにあたり、専門的な議論を一層深め、町史の内容をより充実させるため、専門部会の構成を3部会から4部会に変更するものです。

〔変更前〕

- ①先史、行政、財政
- ②産業経済・団体
- ③教育・文化、健康福祉



〔変更後〕

- ①先史、行政、財政
- ②産業経済・団体
- ③教育・文化
- ④健康福祉